

# 新聞の勧誘トラブル注意報！

毎朝、新聞を広げてその日のニュースを読む。興味のある記事を切り抜く。新聞とのつき合い方は様々です。

そのような中で、国民生活センターには、毎年1万件近くの新聞購読に関するトラブルの相談が寄せられています。今回は、最近増えている「新聞購読の長期契約をして、トラブルになった」という相談と、その解決方法についてとりあげます。

## 事例 1

「お届け物です。」と言われたので、郵便か宅配便かと思い、玄関のドアを開けたところ、新聞勧誘員が大量の景品を持ってきた。勧誘員は「ご近所もみんな、うちの新聞を取ってくれている。景品をたくさんあげるので、ぜひ契約をしてもらいたい。」と言ってきたので、それならと思い、契約をしたが、解約したい。



「新聞公正競争規約」という新聞業における景品提供の自主規制ルールがあり、それに決められた以上の景品(※)を渡して契約をした場合は、解約できる可能性があります。

(※)6ヶ月の契約をする場合は、新聞代6ヶ月分の8%以内の金額相当



## 事例 2

高齢の家族が数年前に新聞の長期契約をした。契約期間はまだ残っているが、目が悪くなって読めないので解約したい。残りの期間分の新聞代を払わないと解約できないのか。



相談者の事情を率直に伝えて、新聞販売店と話し合う必要があります。

平成25年11月に、日本新聞協会販売委員会、新聞公正取引協議会、新聞公正取引協議委員会により「新聞購読契約に関するガイドライン」がつくられました。これには販売店が解約に応じるべきケースや丁寧に話し合いで解決すべきケースが明記されています。法律ではありませんが、消費生活センターでは、これを目安に相談の解決をお手伝いしています。

## ポイント

契約をする前に注意すること

- ◎ 訪問を受けてもその場で契約せず、よく考える。
- ◎ 自分にとって、契約期間が適正かどうかを確認する。
- ◎ 景品につられて、安い契約をしないようにする。